

特許法における 罰則規定と実務

～ 犯罪論から特許法違反事件の対処法まで ～

日時
平成 24年 10月 31日 (水)
10時～16時10分 (開場9時30分)

刑事法分野になじみのない方々を対象に、特許法における罰則規定や、刑事事件における捜査・公判の実務を解説！

優れた特許実務家であっても、罰則規定についてはさほど詳しくないことが多いと思われそうですが、罰則規定が存在する以上、違法行為につき検挙される可能性はゼロではなく、起訴されて「10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科」（特許法196条）などといった重い刑罰を科されることもありえない話ではありません。また、特許権侵害対策として、告訴等の刑事手続を活用することも考えられます。

本研修会では、一般に刑事法分野になじみのない技術者や実務家の方々に、特許法における罰則規定や、刑事事件における捜査・公判の実務をできる限りわかりやすく紹介いたします。

日本弁理士会会員の皆様へ

(財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師:

弁護士 田中 良弘 氏
(元 東京地方検察庁 検事)

参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場所:

銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

プログラム

1. 特許法における罰則規定と犯罪論

- (1) 犯罪とは
- (2) 特許法違反の構成要件
- (3) 特許法違反の違法性
- (4) 特許法違反の有責性

2. 特許法違反の捜査と公判

- (1) 捜査・公判とは
- (2) 特許法違反の捜査
- (3) 特許法違反の公判
- (4) 特許法違反の判決

3. 特許法違反の刑罰

- (1) 刑罰とは
- (2) 特許法違反の刑罰と罪数
- (3) 特許法違反の刑罰の執行
- (4) 特許法違反の刑罰の消滅

4. 特許法違反各論

- (1) 侵害の罪
- (2) 間接侵害の罪
- (3) 詐欺の行為の罪
- (4) 虚偽表示の罪
- (5) 偽証等の罪
- (6) 秘密を漏らした罪
- (7) 秘密保持命令違反の罪
- (8) 両罰規定
- (9) 過料

5. 特許法違反と実務

- (1) 被疑者になったら
- (2) 被告人になったら
- (3) 被害者になったら
- (4) 特許実務における罰則規定の意義

6. 質疑応答

最新のセミナー情報をご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「特許法における罰則規定と実務」参加申込書 (H24.10.31開催)

ご所属名	電話
	FAX
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881